

## 千葉県総合評価落札方式実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、千葉市が発注する建設工事において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10の2(第167条の12第4項及び第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により、価格その他の条件が千葉市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者として決定する方式(以下「総合評価落札方式」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約事務担当職員 当該契約事務を所管する課の長(課内室長及び担当課長を含む)をいう。
- (2) 工事担当課長 工事担当課の長をいう。
- (3) 発注支援課長 建設局土木部技術管理課の長をいう。
- (4) 施工能力等 入札参加者の施工能力及び社会性・信頼性をいう。
- (5) 施工計画 入札参加者が提示する簡易な施工計画をいう。
- (6) 技術提案 入札参加者が提示する総合的なコスト縮減、性能・機能、社会的要請等の提案をいう。
- (7) 技術提案等 入札参加者が提示した技術提案、施工計画及び施工能力等をいう。
- (8) 総合評価落札方式技術審査会(以下、「技術審査会」という。) 総合評価落札方式によることの適否、落札者決定基準、技術提案等の審査を実施する。設置は別表のとおりとし、会の庶務を担当する課を、技術審査会庶務担当課(以下「庶務担当課」という)という。

### (総合評価落札方式の型式及び対象工事)

第3条 総合評価落札方式の型式及び対象となる工事は、次の各号によるものとし、選定基準は別に定める。

#### (1) 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さく、施工能力等と当該入札参加者の入札価格を一体として評価することが妥当と認められる小規模な工事等

#### (2) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さく、施工計画、施工能力等と当該入札参加者の入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事

#### (3) 標準型

技術的な工夫の余地が大きく、技術提案、施工計画、施工能力等と当該入札参加者の入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事

#### (4) 高度技術提案型

技術的な工夫の余地が特に大きく、技術提案と当該入札参加者の入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事

#### (評価の方法)

第4条 総合評価落札方式における評価は、標準点と技術提案等に基づき算出した加算点の合計点(以下「技術評価点」という。)を入札価格(消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。)で除し、これに1,000,000を乗じて得られた数値(小数点第7位以下は切り捨てるものとする。以下「評価値」という。)をもって、入札参加者ごとに行う。

2 標準点は、100点とする。

3 加算点は、別に定める。

#### (学識経験者からの意見聴取)

第5条 工事担当課長は、総合評価落札方式の実施にあたっては、令第167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の規定により、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、2者以上の学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならない。

2 前項に規定する意見聴取に際し、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるか否かについて、学識経験者の意見を聴くものとする。

3 前項の規定により、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があると意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

#### (落札者決定基準の決定)

第6条 工事担当課長は、総合評価落札方式により入札を実施しようとするときは、事前に総合評価落札方式によることの適否及び落札者決定基準について、当該工事担当課の属する技術審査会の審査を受けるものとする。

2 前項に規定する落札者決定基準においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 求める技術提案等の内容

(2) 技術提案等の評価項目、評価基準及び配点(欠格事項を含む。)等

(3) その他必要と認める事項

3 技術審査会は、落札者決定基準について、前第1項に規定する審査の後、前条第1項に定める意見聴取の結果を考慮し決定するものとする。

### (入札公告)

第7条 契約事務担当職員は、総合評価落札方式により一般競争入札を実施しようとする場合は、入札公告（実施要領書等を含む。以下同じ。）において、千葉市契約規則第5条に規定する事項のほか、次の各号に掲げる事項を掲げなければならない。

- (1) 総合評価落札方式による旨。
- (2) 落札者決定基準については、実施要領書等に記載すること。
- (3) 入札参加者の評価結果を公表すること。

2 契約事務担当職員は、総合評価落札方式により指名競争入札を実施しようとする場合は、千葉市契約規則第20条第2項に規定する事項のほか、前項各号を入札参加者に通知しなければならない。

### (技術提案のヒアリング)

第8条 工事担当課長又は技術審査会は、必要に応じ、入札参加者から提示された高度技術提案型における技術提案について、当該入札参加者のヒアリングを実施することができる。

### (技術提案の改善)

第9条 技術審査会は、高度技術提案型における技術提案について、その内容の一部を改善することで、より優れた技術提案となる場合や提案の不備を解決できる場合は、入札参加者に当該技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。

この場合において、技術審査会は、技術提案の改善に係る過程について、その概要を速やかに公表しなければならない。

### (高度な技術等を含む技術提案を含めた場合の予定価格)

第10条 工事担当課長は、高度技術提案型において、新技術及び特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めた場合は、当該技術提案に対する技術審査会の審査結果を踏まえて、最も優れた提案を採用できるよう予定価格の根拠となる設計金額を算定することができる。

この場合において、工事担当課長は、当該技術提案の審査にあたり、学識経験者の意見を聴かなければならない。

### (技術提案等の審査及び評定)

第11条 工事担当課長は、提示された技術提案等のうち、技術提案、施工計画について、施工の确实性、安全性及び経済性等を考慮して評定を行い、技術審査会の審査を受けるものとする。

2 提示された技術提案等のうち、施工能力等については、発注支援課及び庶務担当課が評定を行う。

- 3 技術審査会は、提示された技術提案等の内容に従うと契約内容に合致した確実な施工ができずに不適切と認めるときは、当該技術提案等を不採用とすることができる。
- 4 技術審査会は、落札者決定基準に基づき技術提案等の評価結果を審査し、技術評価点を決定するものとする。

(落札者決定時の意見聴取)

第12条 技術審査会は、第5条第2項及び第3項の規定により、落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴かなければならないとされているものについては、意見聴取を実施し、当該意見聴取の結果を考慮し、技術評価点を決定するものとする。

(落札者の決定)

第13条 契約事務担当職員は、次の各号に掲げる要件を全て満たす入札参加者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることができる。

- (1) 提示した技術提案等が、入札公告等に定める要件のうち、必須とされた項目の最低要求要件をすべて満たしていること。
- (2) その他、入札公告において定めた入札参加資格をすべて満たしていること。

2 令第167条の9(第167条の13において準用する場合を含む。)の規定は、評価値の最も高い者が2人以上ある場合において準用する。

(評価結果の公表)

第14条 契約事務担当職員は、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 落札者
- (2) 落札者を決定した理由
- (3) 入札参加者の評価結果

(低入札価格調査基準の設定)

第15条 総合評価落札方式の実施にあたっては、低入札価格調査基準を設定するものとする。

(落札者の施工方法等)

第16条 技術提案に基づき入札を行い落札した者に対しては、当該技術提案に基づいて施工させるものとし、技術提案に係る設計変更等は原則として行わないものとする。

(技術提案の使用及び保護)

第17条 技術提案については、後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものについてはこの限りではない。

(技術提案等が達成されなかった時の対応)

第18条 虚偽による技術提案等の提示等、入札参加者に明らかに悪質な行為があった場合は、千葉市の規程に基づき、当該入札参加者に対し指名停止措置等を行うものとする。

2 落札者の技術提案等が達成されなかったときは、自然災害等の不可抗力により達成されない場合を除き、違約金の請求、または、工事成績評定を減じる措置を行うものとする。

(秘密の保持)

第19条 入札参加者から提示された技術提案等に関する事項は、第14条各号に規定する事項を除き、公表しないこととする。

(評価への苦情)

第20条 入札参加者から技術評価点結果に対する苦情(疑義を含む)があったときは、工事担当課長がこれを受け付け、意見を付して技術審査会に委ねるものとする。技術審査会は、当該苦情に対する回答を行うものとする。

(総合調整)

第21条 総合評価落札方式の実施にあたり、必要な総合調整は発注支援課長が行うものとする。

(その他)

第22条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、契約事務担当職員と協議のうえ、発注支援課長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成18年 9月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年 6月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年 3月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2年 4月 1日から施行する。

別表

	技術審査会	所管部局
1	建設局 総合評価落札方式技術審査会	建設局
		経済農政局
		水道局
2	都市局 総合評価落札方式技術審査会	都市局